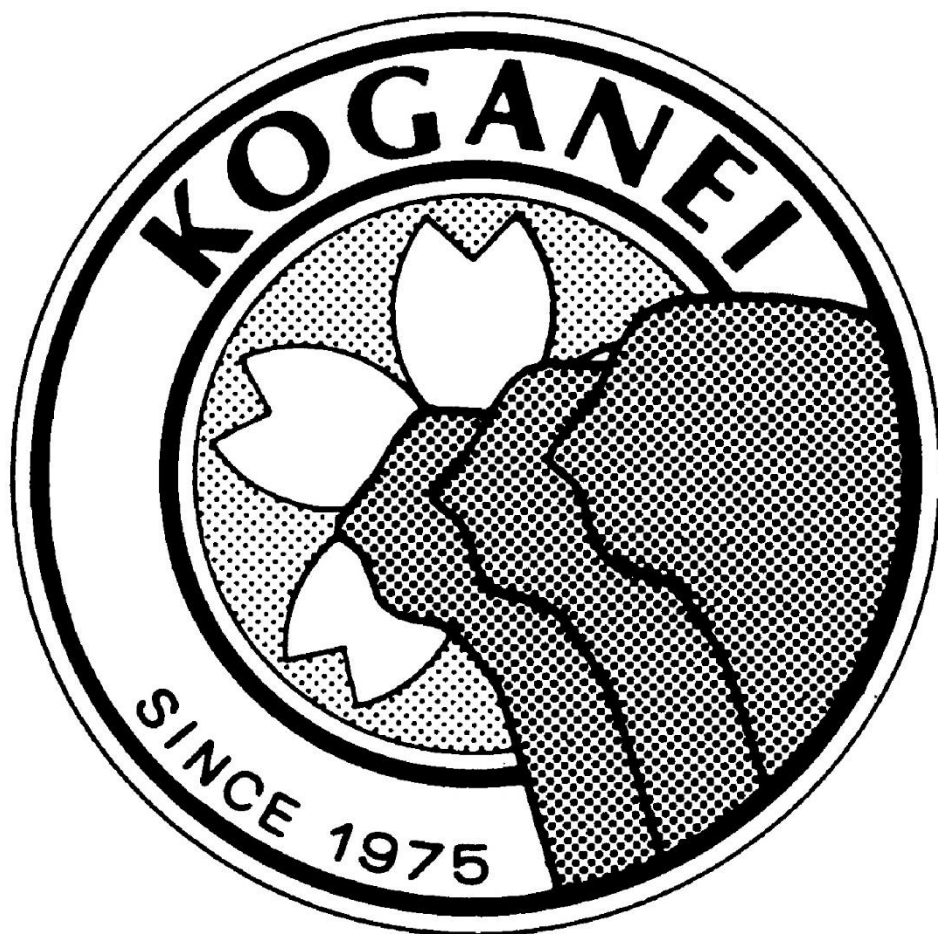


東京都立小金井特別支援学 校

P T A ご案内

保存版

(卒業・転出まで大切に保管してください)



PTA執行部

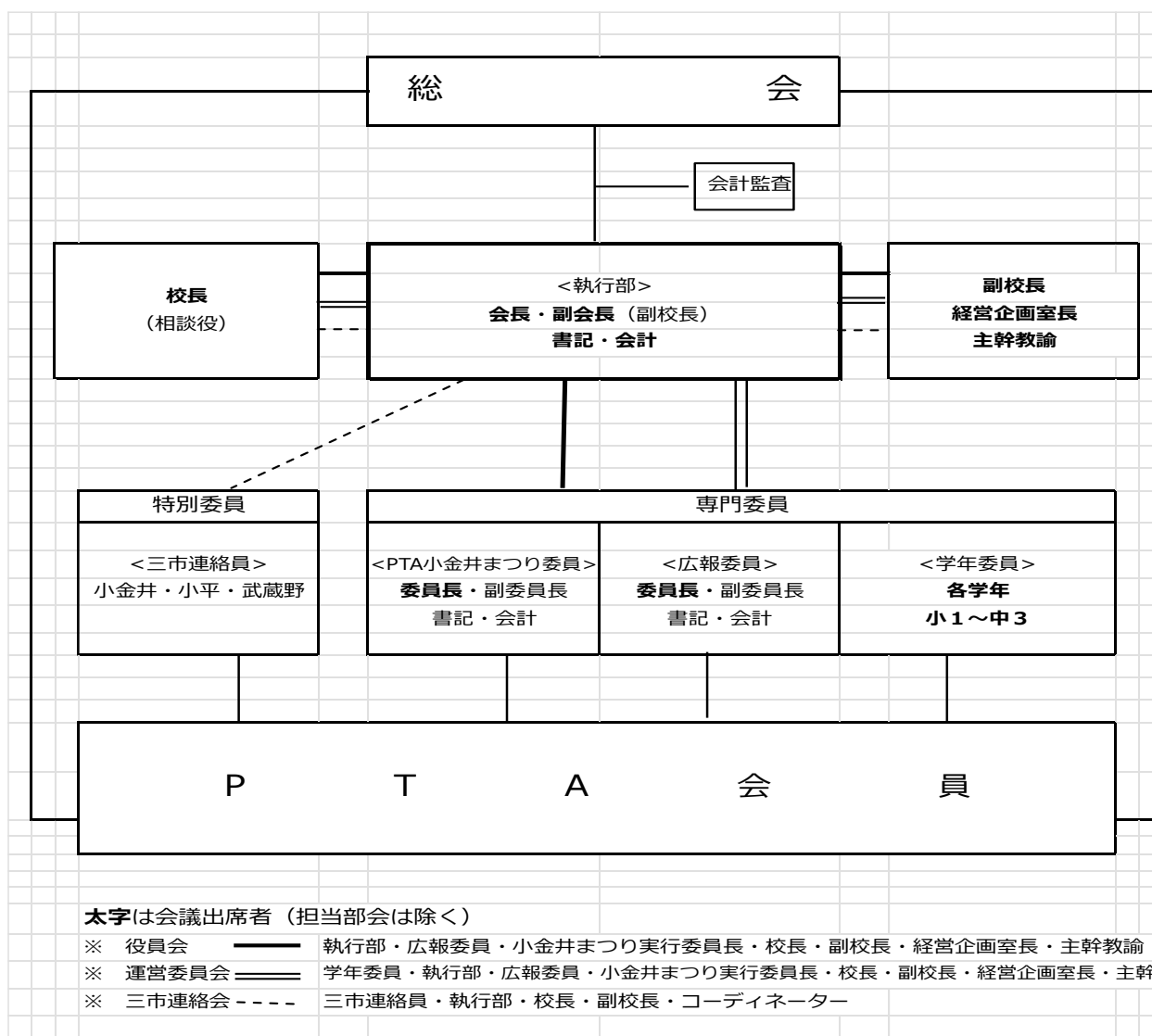
P T Aとは、児童・生徒の幸せな成長を願い、保護者と教職員が互いに理解、協力しながら、教育環境の充実・向上と福祉の増進を図るため、会員の意見をもとに活動していく団体です。

下記の資料をご覧ください、P T A活動に対するご理解とご協力をお願いいたします。

1. P T A組織図
2. P T A活動の紹介
3. P T A団体傷害保険・賠償責任保険
4. P T A会則

P T A会費：(一世帯) 月額 250 円 転入・転出の時は月割計算

小金井特別支援学校 P T A 組織図



PTA活動紹介

PTA執行部

会長・副会長・書記・会計

PTA総会の開催、運営委員会の開催、三市連絡会の開催、懇談会、講演会の開催、地域及び関連団体との交流等
都知P連(東京都知的障がい特別支援学校PTA連合会)、
全知P連(全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会)、
都特P連(東京都特別支援学校PTA連合会)への参加等

専門委員

《学年委員》 各学年より選出

学年の会員同士の相互理解を深め、コミュニケーションを図るためのパイプ役です。

- ・ 運営委員会に出席する。
- ・ PTAのお知らせ等を会員へ連絡する。
- ・ 小学部 6 年、中学部 3 年は卒業記念品の取りまとめをする。
(卒業記念品代はPTA会費から支払われる。)
- ・ 小学部 6 年、中学部 3 年は卒業を祝う会を開催する場合は各学年で話し合い決定する。

《広報委員》 各学年より選出

PTAや学校のことを会員に知らせるという目的があります。

- ・ 広報誌の編集、発行等

《PTA 小金井まつり委員》 各学年より選出

PTA 小金井まつり(障がい者地域交流集会)は、PTA主催で行われ、地域との交流と親睦を深めるために行われる、PTA会員とその子どもたちの余暇活動です。

- ・ PTA 小金井まつりの企画、準備、運営等

特別委員

各市より選出

《三市連絡員》

- ・ 学区域三市のそれぞれの市ごとの交流・連携を深める。
- ・ 放課後・休日・長期休暇の余暇活動、卒後についてなどの情報を集め、会員に公開する。
- ・ 各市への要望書の提出をする。
- ・ 施設見学の企画をする。

P T A団体傷害保険・賠償責任保険のご案内

P T A団体損害保険契約とは、学校・保育所単位のP T Aまたは単位P T Aが所属し、もしくは構成員となっている組織を保険契約者とし、原則として単位P T Aごとに父母会員、教師会員及びその学校に通学する児童・生徒全員を被保険者とする*準記名式契約です。

*準記名式契約とは、契約時には必要無いが、保険金請求時に名簿の提出が必要なもの

1. P T A団体傷害保険

P T Aが主催・共催する行事に参加中の傷害事故がお支払いの対象となります。
(行事会場と自宅の通常の経路の往復中を含む)

保険金額(一名につき)	死亡保険金	176万円
	後遺傷害保険金	5.5~170万円
	入院保険	日額 2,500円
	通院保険	日額 1,500円

(前年度契約に基づく保険金額であり、毎年契約人数により変動します。)

保険金をお支払いする例

- P T Aのバレーボール大会で捻挫して通院した。
- P T A主催・共催の廃品回収作業中、リヤカーに足を挟まれ骨折した。
- P T A管理下における登下校の交通指導中、車にはねられた。

保険金をお支払いできない例

- 故意、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故
- 脳疾患、疾病または心神喪失による事故
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波、戦争、暴動などによる事故

(注) 児童生徒については『日本体育・学校健康センター法』の定めるところにより給付対象となりうるべき傷害は、本保険の対象となりません。

2. P T A賠償責任保険

P T Aが企画・立案・主催する行事において、その行事遂行に伴う事故により生じた他人の身体障害または財物損壊に起因して、P T Aが法律上の賠償責任を負担する事により被る損害を填補します。

- ① P T A活動の遂行に起因して生じた偶然の事故により、他人の身体に障害を与えた場合、又は他人の財物を損壊した場合

保険金額	身体賠償	一名	5,000 万円
		一事故	30,000 万円
	財産賠償	一事故	500 万円

(身体・財物賠償とも一事故につき自己負担 1,000 円)

- ② P T Aが第三者から借用して、使用・管理するスポーツ用具等の財物をP T A会員等が損壊し、又は紛失した場合

保険金額	一事故	10 万円
	保険期間中	500 万円

(一事故につき自己負担額 5,000 円)

(前年度契約に基づく保険金額であり、毎年契約人数により変動します。)

保険金をお支払いできない例

- 故意・暴行・殴打による事故
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波、戦争、暴動などによる事故
- 自動車による事故

P T A全会員が加入

保険料はP T A会費から支出 (一世帯あたり年間 100 円)

手続きの窓口は、学年委員 ⇒ 執行部へ